独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 中期目標 (案)

100 100		1.5 10 10 10
機 構	センター	新一機一構(案)
(序文) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号) 第29条の規定により、独立行政法人 <u>大学評価・学</u> 位授与機構が達成すべき業務運営に関する目標 (以下「中期目標」という。)を次のとおり定める。	(序文) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号) 第29条の規定により、独立行政法人 <u>国立大学財務・経営センター(以下「センター」という。</u> が 達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定める。	(序文) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号) 第29条の規定により、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を次のとおり定める。
(前文) 独立行政法人大学評価・学位授与機構(以下「機構」という。)は、高等教育の発展に資する業務の公共的重要性にかんがみ、業務の公正かつ能率的、効果的な運営を基本方針として、以下の業務を総合的に行うことにより、大学等(大学、短期大学、高等専門学校、大学共同利用機関をいう。)の教育研究水準の向上を図るとともに、高等教育の段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資することを目標とする。	(前文) 国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立 行政法人国立高等専門学校機構(以下「国立大学 法人等」という。)の教育研究の発展を図るため、 運営費交付金、施設整備費、研究費などの財政支援を行うことや国立大学法人等の健全かつ安定的 な運営を支援することは国の責務である。	(前文) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(以下「機構」という。)は、高等教育の発展に資する業務の公共的重要性にかんがみ、業務の公正かつ能率的、効果的な運営を基本方針として、以下の業務を総合的に行うことにより、大学等(大学、短期大学、高等専門学校、大学共同利用機関をいう。)の教育研究水準の向上を図るとともに、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構(以下「国立大学法人等」という。)の教育研究環境の整備充実を図り、あわせて、高等教育の段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資することを目標とする。
(1)大学等の教育研究水準の向上に資するため、 大学等の教育研究活動等の状況について、評価を行い、その結果について、当該大学等及び設置者に提供し、並びに公表すること。		(1)大学等の教育研究水準の向上に資するため、 大学等の教育研究活動等の状況について、評価を行い、その結果について、当該大学等及び設置者に提供し、並びに公表すること。 (2)国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、文部科学大臣の定めるところにより、 土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付けを行うこと。

機構	センター	新機構(案)
		(3) 国立大学法人等に対し、文部科学大臣の定 めるところにより、土地の取得、施設の設置 若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の 交付を行うこと。
(2) 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により、 学位を授与すること。		(4) 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により、 学位を授与すること。
(3) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究及び学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。		(5) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究及び学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。
(4) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。		(6) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。
中期目標の期間において、機構は、我が国の認証評価制度全体の改善に資するために、国際的な動向等を踏まえた効果的・効率的な評価方法の開発等とその実証を通じた評価の改善サイクルの構築、民間認証評価機関や大学等への専門的知見の提供等の取組を通じて、先導的役割を果たすことが求められる。		中期目標の期間において、機構は、我が国の認 証評価制度全体の改善に資するために、国際的な 動向等を踏まえた効果的・効率的な評価方法の開 発等とその実証を通じた評価の改善サイクルの構 築、民間認証評価機関や大学等への専門的知見の 提供等の取組を通じて、先導的役割を果たすこと が求められる。
	このため、センターは、国立大学法人等の施設整備等に必要な資金の多様かつ安定的な財源確保を行う観点から、第2期中期目標期間に既存事業の徹底した見直しを行い、重点化を進めたことに伴い、より一層融資等業務(施設費貸付事業、施設費交付事業、承継債務償還業務及び旧特定学校財産の管理処分並びにこれらに密接に関連する業務)に特化する。	また、機構は、国立大学法人等の施設整備等に 必要な資金の多様かつ安定的な財源確保を行う観点から、貸付け及び交付等の融資等業務と、これらに密接に関連する調査、分析、助言等を総合的に行うことにより、国立大学法人等の教育研究環境の整備充実並びに財務及び経営の改善を図り、もって国立大学法人等の教育研究の一層の振興を図る役割を果たしていく必要がある。

100 100		1. 10. 10. 11.
機 構	センター	新機構(案)
	業務と、これらに密接に関連する調査、分析、助言等を総合的に行うことにより、国立大学法人等の教育研究環境の整備充実並びに財務及び経営の改善を図り、もって国立大学法人等の教育研究の一層の振興を図る役割を果たしていく必要がある。	
また、機構は、我が国において大学以外で学位を授与することができる唯一の機関として、多様化する学習者に対して学位取得の機会を提供することにより、我が国の教育システムの生涯学習体系への移行及び高等教育機関の国際通用性を伴った多様な発展に寄与していくことが求められる。		さらに、機構は、我が国において大学以外で学位を授与することができる唯一の機関として、多様化する学習者に対して学位取得の機会を提供することにより、我が国の教育システムの生涯学習体系への移行及び高等教育機関の国際通用性を伴った多様な発展に寄与していくことが求められる。
さらに、グローバル社会に対応した大学等の国際化の促進が求められる中、我が国の高等教育の質保証機関として、機構の国際的な役割の重要性が高まっている。機構が、高等教育の質保証に関する調査研究や大学等における質保証の支援、国内外の質保証機関等との連携を通じた活動を推進し、我が国の高等教育の国際通用性の向上に資することを期待する。		<u>あわせて</u> 、グローバル社会に対応した大学等の 国際化の促進が求められる中、我が国の高等教育 の質保証機関として、機構の国際的な役割の重要 性が高まっている。機構が、高等教育の質保証に 関する調査研究や大学等における質保証の支援、 国内外の質保証機関等との連携を通じた活動を推 進し、我が国の高等教育の国際通用性の向上に資 することを期待する。
このような役割を果たすため、機構の中期目標は、以下のとおりとする。	上記の役割を果たすため、 <u>センターの</u> 中期目標は、以下のとおりとする。	このような役割を果たすため、機構の中期目標は、以下のとおりとする。
I 中期目標の期間	I 中期目標の期間	I 中期目標の期間
機構の第3期の中期目標の期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間とする。	センターが実施する業務は、国立大学法人等の教育研究の振興に資することを目的としており、長期的視点に立って推進すべきものであることから、中期目標期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間とする。	機構の第3期の中期目標の期間は、平成 26 年4月1日から平成31年3月31日までの5年 間とする。

機 構	センター	新機構(案)
Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項	Ⅱ 業務運営の効率化等に関する事項	Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項
1 運営費交付金を充当して行う事業については、業務の質の向上を図りつつ、既存経費の見直し、効率化を進める。一般管理費(退職手当を除く。)について、中期目標の期間中、毎事業年度につき3%以上を削減するほか、その他の事業費(退職手当を除く。)について、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%以上の業務の効率化を図る。	1 国の定めた法令等を遵守し、事業に対する 国立大学法人等及び国民の信頼を維持しつつ 業務を実施し得る機能的・効果的な体制整備 や業務運営の見直しを図り、経費の効率的な 執行を推進する。 また、センターの行う業務については、そ の役割との関係を踏まえた既存事業の徹底し た見直し等により、重点化、効率化を進める。 なお、効率化に際しては、長期的視点に立 って推進すべき事業であることに鑑み、事業 の継続性に十分留意する。	1 運営費交付金を充当して行う事業については、業務の質の向上を図りつつ、既存経費の見直し、効率化を進める。法人統合のメリットを最大限に生かしつつ業務の効率化に努め、一般管理費(退職手当を除く。)について、中期目標の期間中、毎事業年度につき3%以上を削減するほか、その他の事業費(退職手当を除く。)について、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%以上の業務の効率化を図る。 また、効率化に際しては、機構の行う事業
なお、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。 2 事務・事業の見直しに対応した組織の見直	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	が長期的視点に立って推進すべき事業である ことに鑑み、事業の継続性に十分留意する。 なお、毎年の運営費交付金額の算定に向け ては、運営費交付金債務残高の発生状況にも 留意する。
しを図る。 3 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)により、独立行政法人国立大学財務・経営センターと統合を行う。なお、統合時期については、可能な限り早期の改革実施を目指す。		2 事務・事業の見直しに対応した組織の見直しを図る。
4 契約については、「独立行政法人の契約状況 の点検・見直しについて」(平成 21 年 11 月 17 日閣議決定)に基づく着実な取組みを実施 することにより、適正化を推進する。		3 契約については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)により決定された「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づ
<u>5</u> 業務運営のために必要な情報セキュリティ 対策を適切に推進するため、政府の方針を踏 まえ、情報システム環境を整備する。	2 業務運営のために必要な情報セキュリティ 対策を適切に推進する。	き、適正化を推進する。 4 業務運営のために必要な情報セキュリティ

6機構長のリーダーシップの下、適切な業務 運営を行うため、内部統制の充実・強化を図3理事長のリータ 運営を行うため、	マンター 新機構(案)
―― 運営を行うため、内部統制の充実・強化を図 運営を行うため、	
実施を促進し、名 営の効率化に反映 の実効性を確保す 務内容等の一層 ら、決算情報、も 等を図ることとす 5 運営費交付金を は、業務の質の向 見直し、効率化を 手当を除く。)に 毎事業年度につき その他の事業費(中期目標の期間中 上の業務の効率化 費交付金額の算定 債務残高の発生状 6 契約については 等によるものとし 計画に基づき、阪 る。 7 「独立行政法人 針」(平成 25 年 1 独立行政法人大学	を充当して行う業務について 向上を図りつつ、既存事業の を進める。一般管理費(退職 ついて、中期目標の期間中、 多3%以上を削減するほか、 退職手当を除く。)について、 中、毎事業年度につき1%以 とを図る。なお、毎年の運営 区に向けては、運営費交付金 代況にも留意する。 は、原則として一般競争入札 し、独立行政法人整理合理化 植意契約の適正化等を推進す へ、改革等に関する基本的な方 2月24日閣議決定)により、 定評価・学位授与機構と統合 統合時期については、可能な

機構	センター	新 機 構 (案)
Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務 の質の向上に関する事項	Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務 の質の向上に関する事項
1 総合的事項	我が国の高等教育及び学術研究の中心的な役割 を果たしている国立大学法人等における教育研究	1 総合的事項
(1)機構の高等教育の発展に資するという業務の性格にかんがみ、幅広く大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営を行う。	環境の整備充実と財務及び経営の改善を図ることにより、国立大学法人等が、より一層、活性化及び発展し、社会に貢献できるよう支援することを基本とする。	(1)機構の高等教育の発展に資するという業務の性格にかんがみ、幅広く大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営を行う。
(2)機構の業務運営及び事業について、効果的かつ効率的に推進するために、PDCA(Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Act(改善))サイクルを構築する。また、業務等に関する自己点検・評価の結果についての外部検証を行い、その結果に基づき、業務の見直しを図る。なお、調査研究については、その成果及び活用状況等について高等教育関係者による評価を受ける。		(2)機構の業務運営及び事業について、効果的かつ効率的に推進するために、PDCA(Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Act(改善))サイクルを構築する。また、業務等に関する自己点検・評価の結果についての外部検証を行い、その結果に基づき、業務の見直しを図る。なお、調査研究については、その成果及び活用状況等について高等教育関係者による評価を受ける。
2 教育研究活動等の評価		2 教育研究活動等の評価
我が国の評価機関が国際通用性のある質の高い評価を行えるよう、認証評価制度全体の改善に資するため、評価に関する調査研究や国内外の質保証機関との連携等により得られた知見を活用して新たな評価方法の開発等を行い、その実証を通じて、継続的に評価の進化を図るためのサイクルを構築する。こうした取組を推進し、民間認証評価機関や大学等への専門的知見の積極的提供など、先導的役割に特化することとする。 さらに、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究水準の向上に資するため、調査研究等の成果を活用し、評価を行う		我が国の評価機関が国際通用性のある質の 高い評価を行えるよう、認証評価制度全体の 改善に資するため、評価に関する調査研究や 国内外の質保証機関との連携等により得られ た知見を活用して新たな評価方法の開発等を 行い、その実証を通じて、継続的に評価の進 化を図るためのサイクルを構築する。こうし た取組を推進し、民間認証評価機関や大学等 への専門的知見の積極的提供など、先導的役 割に特化することとする。 さらに、国立大学法人及び大学共同利用機 関法人の教育研究水準の向上に資するため、 調査研究等の成果を活用し、評価を行う

機 構	センター	新機構(案)
1茂 1円	603	利 版 件 未
(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する 評価		(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する 評価
① 大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等現行の評価制度の枠組みによらない取組として、大学等の希望に応じ、大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等を実施する。これにより、評価の選択肢の拡充や、先進的な評価手法の開発等に資する。		① 大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等現行の評価制度の枠組みによらない取組として、大学等の希望に応じ、大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等を実施する。これにより、評価の選択肢の拡充や、先進的な評価手法の開発等に資する。
② 大学、高等専門学校又は専門職大学院の教育研究活動等の状況に関する評価大学又は高等専門学校の求めに関するででで、その教育研究等の総合教育の教育の状況に関するが表記を選出し、教育職を適切し、教育の法ののののでは、その教育のでは、大学等に提供し、教育のでは、大学等に提供し、教育のでは、大学等には、大学等には、大学等には、大学等には、大学等には、大学等には、大学等には、大学等には、大学等には、大学等には、大学等には、大学等には、大学等には、大学等には、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学で		② 大学、高等専門学校又は専門職大学院の教育研究活動等の状況に関するででででいるででででいるででででいるでででででででででいるででででででででで
当該評価に係る運営費交付金の具体的な削減目標を設定し、その負担割合を段階的に 削減することとする。		当該評価に係る運営費交付金の具体的な削減目標を設定し、その負担割合を段階的に 削減することとする。

機 構	センター	新 機 構 (案)
(2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人 の教育研究の状況についての評価		(2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人 の教育研究の状況についての評価
文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請に基づいて、国立大学法人及び大学 共同利用機関法人の教育研究の質の向上と 個性の伸長に資するとともに、社会に対す る説明責任を果たすことを実施方針とし、 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の 教育研究の状況についての評価を適切に実 施する。		文部科学省国立大学法人評価委員会から の要請に基づいて、国立大学法人及び大学 共同利用機関法人の教育研究の質の向上と 個性の伸長に資するとともに、社会に対す る説明責任を果たすことを実施方針とし、 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の 教育研究の状況についての評価を適切に実 施する。
	1 施設費貸付事業及び施設費交付事業	3 施設費貸付事業及び施設費交付事業
	国立大学法人等の施設は、独創的・先端的な学術研究や創造性豊かな人材育成のための活動基盤であって、老朽化・狭隘化の解消や教育研究の進展への対応が求められており、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等の施設整備等を多様な財源により安定的に実施し、教育研究環境の整備充実を図るため、センターにおいて、文部科学省の策定する方針に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に要する資金の貸付け及び交付を行う。	我が国の高等教育及び学術研究の中心的な役割を果たしている国立大学法人等における教育研究環境の整備充実と財務及び経営の改善を図ることにより、国立大学法人等が、より一層、活性化及び発展し、社会に貢献できるよう支援することを基本とする。 国立大学法人等の施設は、独創的・先端的な学術研究や創造性豊かな人材育成のための活動基盤であって、老朽化・狭隘化の解消や教育研究の進展への対応が求められており、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等の施設整備等を多様な財源により安定的に実施し、教育研究環境の整備充実を図るため、機構において、文部科学省の策定する方針に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に要する資金の貸付け及び交付を行う。 なお、事業の実施にあたっては、国立大学法人等と密接な連携を図りつつ、円滑な業務の推進に努める。

T910 T##	1.5 %	+r + + + + + + + + + + + + + + + + + +
機 構	センター	新 機 構(案)
		また、事業ごとに厳格かつ客観的な評
		価・分析の実施を促進し、その結果を事業
		選択や業務運営の効率化に反映させること
		等により見直しの実効性を確保するととも
		に、財務内容等の一層の透明性を確保する
		観点から、決算情報、セグメント情報の公 表の充実等を図る。
		<u>衣の元夫寺を凶る。</u>
	① 施設費貸付事業については、国立大学法	(1) 施設費貸付事業については、国立大学法
	人及び大学共同利用機関法人に対し、教育	人及び大学共同利用機関法人に対し、教育
	研究環境の整備充実のため、長期借入金等	研究環境の整備充実のため、長期借入金等
	を財源として土地の取得、施設の設置若し	を財源として土地の取得、施設の設置若し
	くは整備又は設備の設置に必要な資金の貸	くは整備又は設備の設置に必要な資金の貸
	付けを行う。特に、大学附属病院について	付けを行う。特に、大学附属病院について
	は、近年の社会情勢や医療構造の変化に対	は、近年の社会情勢や医療構造の変化に対
	応すべく教育・研究・診療等の機能を確実	応すべく教育・研究・診療等の機能を確実
	に提供することが求められていることか	に提供することが求められていることか
	ら、これらを十分に踏まえた資金の貸付け	ら、これらを十分に踏まえた資金の貸付け
	を実施する。	を実施する。
	それに際しては、国立大学法人及び大学	それに際しては、国立大学法人及び大学
	共同利用機関法人の財務及び経営の改善に	共同利用機関法人の財務及び経営の改善に
	も資するよう、効率的な資金の調達を実施	も資するよう、効率的な資金の調達を実施
	するとともに、国立大学法人等の収支状況 等に即した精度の高い審査を実施し、債権	<u>するとともに、国立大学法人等の収支状況</u> 等に即した精度の高い審査を実施し、債権
	の確実な償還に努め、債権を確実に回収す	一
	の確大な順逐に分め、順権を確大に回収する。	の確実な資感に劣め、資性を確実に回収する。
	<i>`</i> ⊌°	<u>್ಎಂ</u>
	② 施設費交付事業については、国立大学法	(2) 施設費交付事業については、国立大学法
	人等に対し、教育研究環境の整備充実のた	人等に対し、教育研究環境の整備充実のた
	め、土地の取得、施設の設置若しくは整備	め、土地の取得、施設の設置若しくは整備
	又は設備の設置に必要な資金の交付を行	又は設備の設置に必要な資金の交付を行
	う。	<u>.</u>
	なお、中長期的視点からその在り方及び	なお、中長期的視点からその在り方及び
	財源の確保について検討を行う。	財源の確保について検討を行う。

機 構	センター	新機構(案)
	2 国から承継した財産等の処理	4 国から承継した財産等の処理
	① 国から承継した旧国立学校設置法第9条の5第1号に規定する特定学校財産の処分については、公用・公共用優先の原則等を勘案しながら、処分の予定時期等を定めた計画を策定し、毎年度その進捗状況を明確にする。	(1) 国から承継した旧国立学校設置法第9条 の5第1号に規定する特定学校財産の処分 については、公用・公共用優先の原則等を 勘案しながら、処分の予定時期等を定めた 計画を策定し、毎年度その進捗状況を明確 にする。
	② 国立大学法人法附則第 12 条第1項の規定により国立大学法人から納付される金銭を徴収し、承継債務(旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債)の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実に行う。	(2)国立大学法人法附則第12条第1項の規定 により国立大学法人から納付される金銭を 徴収し、承継債務(旧国立学校特別会計法 に基づく国立学校特別会計の財政融資資金 からの負債)の償還及び当該債務に係る利 子の支払いを確実に行う。
<u>3</u> 学位授与		<u>5</u> 学位授与
我が国の教育システムの生涯学習体系への 移行及び高等教育機関の国際通用性を伴った 多様な発展等に寄与するため、大学による学 位授与の原則を踏まえつつ、高等教育の卒業者 の様々な学習の成果を評価し、大学の多さと の様々な学習の成果を評価し、大学のあると と同等の水準にあるなお、 学位授与事業の実施に当たっては、調査研究 の成果を活用する。 また、事業全体について効率化及び合理化 を図るとともに、学位審査手数料の引上げに より、中期目標期間終了時までに運営費と もの負担割合を概ね5割程度に下げることと する。なお、省庁大学校修了者に対する学位 授与については、引き続き運営費交付金を充 当せずに収支均衡させることとする。		我が国の教育システムの生涯学習体系への 移行及び高等教育機関の国際通用性を伴った 多様な発展等に寄与するため、大学による学 位授与の原則を踏まえつつ、高等教育の段階 の様々な学習の成果を評価し、大学の卒業者 又は大学院の修了者と同等の水準にあるとお がられる者に対して学位を授与する。なお、 学位授与事業の実施に当たっては、調査研究 の成果を活用する。 また、事業全体について効率化及び合理化 を図るとともに、学位審査手数料の引上げに より、中期目標期間終了時までに運営費交付 金の負担割合を概ね5割程度に下げることと する。なお、省庁大学校修了者に対する学位 授与については、引き続き運営費交付金を充 当せずに収支均衡させることとする。

機 構	センター	新機構(案)
(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与		(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与
単位積み上げ型による学士の学位授与に		単位積み上げ型による学士の学位授与に
ついては、審査により学士の水準を有して		ついては、審査により学士の水準を有して
いると認められる者に対して学士の学位を		いると認められる者に対して学士の学位を
授与する。		授与する。
また、短期大学及び高等専門学校の専攻		また、短期大学及び高等専門学校の専攻
科の申し出に基づき、学校教育法第 104 条		科の申し出に基づき、学校教育法第 104 条
第4項第1号に規定する文部科学大臣の定		第4項第1号に規定する文部科学大臣の定
める学習として、専攻科の教育内容等が大		める学習として、専攻科の教育内容等が大
学教育に相当する水準を有しているか審査		学教育に相当する水準を有しているか審査
を行い、機構が定める要件を満たすものに		を行い、機構が定める要件を満たすものに
ついて認定することにより、当該専攻科で		ついて認定することにより、当該専攻科で
修得した単位が大学で修得した単位と同等		修得した単位が大学で修得した単位と同等
であることを保証し、機構が授与する学位		であることを保証し、機構が授与する学位
の水準を確保する。		の水準を確保する。
機構の認定を受けた短期大学及び高等専		機構の認定を受けた短期大学及び高等専
門学校の専攻科修了見込み者に対する審査		門学校の専攻科修了見込み者に対する審査
については、学位の審査と授与を円滑に行		については、学位の審査と授与を円滑に行
うため、新たな審査方式を導入する。		うため、新たな審査方式を導入する。
(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与		(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与
学校教育法第 104 条第 4 項第 2 号に規定		学校教育法第104条第4項第2号に規定
する学校以外の教育施設の課程で大学又は		する学校以外の教育施設の課程で大学又は
大学院に相当する教育を行うものの認定に		大学院に相当する教育を行うものの認定に
当たっては、省庁大学校からの認定の申出		当たっては、省庁大学校からの認定の申出
に基づき、大学の学部、大学院の修士課程		に基づき、大学の学部、大学院の修士課程
又は博士課程の水準を有しているか審査を		又は博士課程の水準を有しているか審査を
行い、認定することにより、当該課程が大		行い、認定することにより、当該課程が大
学又は大学院の水準と同等であることを保		学又は大学院の水準と同等であることを保
証し、機構が授与する学位の水準を確保す		証し、機構が授与する学位の水準を確保す
る。また、省庁大学校の課程を修了し、学		る。また、省庁大学校の課程を修了し、学
位授与申請を行う者に対しては、審査によ		位授与申請を行う者に対しては、審査によ
り、学士、修士又は博士の学位の水準を有		り、学士、修士又は博士の学位の水準を有
していると認められる者にそれぞれの学位		していると認められる者にそれぞれの学位
を授与する。		を授与する。

機構	センター	新機構(案)
(3)学位授与事業についての広報 単位積み上げ型の学位授与に申請を希望 する学習者に対して有用な情報を提供する とともに、学位授与事業に関する情報を積 極的に発信し、社会における理解の増進や 申請者の拡大に資する。		(3)学位授与事業についての広報 単位積み上げ型の学位授与に申請を希望 する学習者に対して有用な情報を提供する とともに、学位授与事業に関する情報を積 極的に発信し、社会における理解の増進や 申請者の拡大に資する。
<u>4</u> 質保証連携		6 質保証連携
我が国の高等教育の発展に資するため、大 学等と連携し、大学等における質保証を支援 する。また、国内外の質保証機関と連携し、 我が国の評価制度全体の改善と高等教育への 国際的な信頼性を高めるための活動を行う。 なお、これらの事業実施に当たっては、調 査研究の成果を活用する。		我が国の高等教育の発展に資するため、大 学等と連携し、大学等における質保証を支援 する。また、国内外の質保証機関と連携し、 我が国の評価制度全体の改善と高等教育への 国際的な信頼性を高めるための活動を行う。 なお、これらの事業実施に当たっては、調 査研究の成果を活用する。
(1) 大学等と連携した高等教育の質保証に係 る取組		(1) 大学等と連携した高等教育の質保証に係 る取組
① 大学等に関する情報の収集、整理及び提供 大学等における評価活動や教育研究活動等 の改善・向とともに、機構が行う評価 の改善・向上に活用するため、大学等の教育 研究活動等の状況に係る情報の収集、整理及 び提供を行う。また、学習機会の多様化や生 涯学習の展開が進む社会の状況を踏まえて、 各種の学習に関する情報及び学位授与状況等 の情報の収集、整理、提供を行う。 これらの業務の一環として、データベース を用いた大学の教育情報の活用・公表の仕組 みとしての大学ポートレートを、日本私立学 校振興・共済事業団と連携して、運用する。		① 大学等に関する情報の収集、整理及び提供 大学等における評価活動や教育研究活動等 の改善に役立てるとともに、機構が行う評価 の改善・向上に活用するため、大学等の教育 研究活動等の状況に係る情報の収集、整理及 び提供を行う。また、学習機会の多様化で、 と運学習の展開が進む社会の状況を踏まえて、 各種の学習に関する情報及び学位授与状況等 の情報の収集、整理、提供を行う。 これらの業務の一環として、データベース を用いた大学の教育情報の活用・公表の仕組 みとしての大学ポートレートを、日本私立学 校振興・共済事業団と連携して、運用する。

機 構	センター	新機構(案)
大学ポートレートでは、大学の機能・特色に		大学ポートレートでは、大学の機能・特色に
応じた多様な情報を国内外の様々な者に提供		応じた多様な情報を国内外の様々な者に提供
することにより、社会において実態に即した		することにより、社会において実態に即した
大学像の共有が図られるように努める。当該		大学像の共有が図られるように努める。当該
目標を達成するため、大学ポートレートへの		目標を達成するため、大学ポートレートへの
大学の参加状況や利用者の利用状況等の把		大学の参加状況や利用者の利用状況等の把
握・分析等を行い、その改善に取り組むもの		握・分析等を行い、その改善に取り組むもの
とする。		とする。
② 質保証人材育成		② 質保証人材育成
大学及び評価機関等の質保証に係る活動を		大学及び評価機関等の質保証に係る活動を
実効性のあるものとするため、質保証に関わ		実効性のあるものとするため、質保証に関わ
る人材の能力向上に資する活動を行う。		る人材の能力向上に資する活動を行う。
(2) 国内外の質保証機関等との連携による質		(2) 国内外の質保証機関等との連携による質
の向上への取組		の向上への取組
我が国の高等教育に係る国際的な信頼性を		我が国の高等教育に係る国際的な信頼性を
高めるため、国内外の質保証機関や評価機関		高めるため、国内外の質保証機関や評価機関
等と連携し、国際的な質保証活動に参画する		等と連携し、国際的な質保証活動に参画する
とともに、多様化する高等教育の質の向上及		とともに、多様化する高等教育の質の向上及
び質保証に資する活動を行う。		び質保証に資する活動を行う。
<u>5</u> 調査研究		7 調査研究
小が見る上光がる地方打砕けるいて、見吹		ひが見の上学体のサケルカスのファー・国際
我が国の大学等の教育研究について、国際 通用性を踏まえた質の保証や向上に向けた環		我が国の大学等の教育研究について、国際 通用性を踏まえた質の保証や向上に向けた環
境を整備するための調査研究を行い、その成		####################################
果の活用・普及を図る。その際、認証評価に		果の活用・普及を図る。その際、認証評価に
係る調査研究について、機構が先導的役割を		係る調査研究について、機構が先導的役割を
担うためのものに限定することとする。調査		担うためのものに限定することとする。調査
研究の実施に当たっては、社会的要請の高い		研究の実施に当たっては、社会的要請の高い
課題に取り組み、具体的な目標設定を行って		課題に取り組み、具体的な目標設定を行って
成果と実績を適切に評価する。なお、調査研		成果と実績を適切に評価する。なお、調査研
究業務の実施に当たっては、経費の削減及び		究業務の実施に当たっては、経費の削減及び

機 構	センター	新機構(案)
業務の効率化に配慮して実施することとする。	ピ クァ	業務の効率化に配慮して実施することとする。
(1) 大学等の教育研究及び学位の質保証に関 する調査研究		(1) 大学等の教育研究及び学位の質保証に関 する調査研究
① 大学等の教育研究活動等の状況の評価に 関する調査研究 我が国の大学等が質の確保及び教育研究 活動等の社会への説明責任を果たすことを 支援するため、国際通用性のある質の高い 評価システムの在り方に関する調査研究を 行うとともに、機構の実施する大学等の評 価を実証的に検証する。		① 大学等の教育研究活動等の状況の評価に 関する調査研究 我が国の大学等が質の確保及び教育研究 活動等の社会への説明責任を果たすことを 支援するため、国際通用性のある質の高い 評価システムの在り方に関する調査研究を 行うとともに、機構の実施する大学等の評 価を実証的に検証する。
② 学位の授与に必要な学習の成果の評価に 関する調査研究 学位の質の確保及び多様な学習機会への 社会の要請に応えるため、学位授与の要件 となる学習の成果の評価に関する調査研究 を行うとともに、機構の実施する学位授与 を実証的に検証する。		② 学位の授与に必要な学習の成果の評価に 関する調査研究 学位の質の確保及び多様な学習機会への 社会の要請に応えるため、学位授与の要件 となる学習の成果の評価に関する調査研究 を行うとともに、機構の実施する学位授与 を実証的に検証する。
③ 高等教育の質保証の確立に資する調査研究 高等教育の質保証に係る情報の活用、大 学等における質保証システムの構築及び国 際的な質保証と学位・単位の通用性に関す る調査研究を行う。		③ 高等教育の質保証の確立に資する調査研究 高等教育の質保証に係る情報の活用、大 学等における質保証システムの構築及び国 際的な質保証と学位・単位の通用性に関す る調査研究を行う。
(2) 調査研究の成果の活用及び評価		(2) 調査研究の成果の活用及び評価
① 機構の事業への調査研究の成果の活用 大学評価及び学位授与の各事業の実施結 果を適切な手法を用いて分析して実証的研		① 機構の事業への調査研究の成果の活用 大学評価及び学位授与の各事業の実施結 果を適切な手法を用いて分析して実証的研

機 構	センター	新機構(案)
究の報告としてとりまとめ、事業の改善に 活用するとともに、その活用状況を報告・ 公表する。		究の報告としてとりまとめ、事業の改善に 活用するとともに、その活用状況を報告・ 公表する。
② 社会への調査研究の成果の提供 我が国の高等教育政策の動向に対応した 調査研究の成果等を、社会及び高等教育関 係者へ提供し、調査研究の成果を普及させ る。		② 社会への調査研究の成果の提供 我が国の高等教育政策の動向に対応した 調査研究の成果等を、社会及び高等教育関 係者へ提供し、調査研究の成果を普及させ る。
③ 調査研究の成果と実績の評価 調査研究の成果を学術論文として公表す るほか、機構における事業実施の検証等の 結果を高等教育関係者に報告することによ り、調査研究の実績を適切に評価し、研究 の質を確保する方策をとる。		③ 調査研究の成果と実績の評価 調査研究の成果を学術論文として公表す るほか、機構における事業実施の検証等の 結果を高等教育関係者に報告することによ り、調査研究の実績を適切に評価し、研究 の質を確保する方策をとる。
Ⅳ 財務内容の改善に関する事項	IV 財務内容の改善に関する事項	IV 財務内容の改善に関する事項

機 構	センター	新機構(案)
1 予算の適正かつ効率的な執行 予算の執行に当たっては、運営費交付金債 務を含めた財務に係る情報を把握し、適切な 予算配分等を行うことにより、効率的な執行 を図る。	1 予算の効率的な執行に努めるとともに、自 己収入の確保に努め、適切な財務内容の実現 を図ること。	1 予算の適正かつ効率的な執行 予算の執行に当たっては、自己収入の確保 に努めるとともに、運営費交付金債務を含め た財務に係る情報を把握し、適切な予算配分 等を行うことにより、効率的な執行を図る。
2 固定的経費の削減 効率的な運営を図る観点から、集約化やアウトソーシングの活用検討を行いつつ、管理 業務の一層の効率化を進めること等により、 固定的経費の節減を図る。 また、総人件費の見直しについては、政府 の方針を踏まえ、厳しく見直しをする。 給与水準については、国家公務員の給与水 準を十分考慮し検証を行い、給与水準の適正 化に速やかに取り組むとともに、その検証結 果や取組状況については公表する。 3 資産の有効活用 小平第二住宅については、入居者が5割を 下回り、その改善の見込みがない場合には、 国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の 措置を検討する。	2 管理業務の節減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図ること。 総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直すものとする。 なお、給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	2 固定的経費の削減 効率的な運営を図る観点から、集約化やアウトソーシングの活用検討を行いつつ、管理 業務の一層の効率化を進めること等により、 固定的経費の節減を図る。 また、総人件費の見直しについては、政府 の方針を踏まえ、厳しく見直しをする。 給与水準については、国家公務員の給与水 準を十分考慮し検証を行い、給与水準の適正 化に速やかに取り組むとともに、その検証結 果や取組状況については公表する。 3 資産の有効活用 小平第二住宅については、入居者が5割を 下回り、その改善の見込みがない場合には、 国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の 措置を検討する。
V その他業務運営に関する重要事項	V その他業務運営に関する重要事項	V その他業務運営に関する重要事項
1 事業の適切な実施に当たり、職員の幅広い 人材確保と資質の向上を図る。	国立大学法人等と密接な連携を図りつつ、円滑 な業務の推進に努める。	1 事業の適切な実施に当たり、職員の幅広い 人材確保と資質の向上を図る。